

写

平成21年7月24日
総行公第48号

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各都道府県人事委員会事務局長
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各指定都市人事委員会事務局長
和歌山市・熊本市・特別区人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長



育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正について

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」(平成21年法律第65号。以下「改正法」という。)が、平成21年6月24日に成立し、7月1日に公布されました。

改正法は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、労働者が就業しつつ子の養育又は家族の介護を行うための環境を整備し、その雇用の継続を図ることが一層重要となっていることにかんがみ、3歳までの子を養育する労働者に対する所定労働時間の短縮措置の義務化や育児休業制度の見直し等を行なうものです。

その内容は別添のとおりですが、このうち、地方公務員に関する事項は下記のとおりです。各地方公共団体において、運用に当たり必要となる措置については、今後検討される国家公務員に係る対応等を踏まえて、追ってお知らせすることになりますので、留意願います。

貴都道府県内の市区町村等に対しても、この旨の助言をお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

1 育児休業制度の改正

(1) 育児休業の再度の取得

改正後の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する

る法律」（以下「育児・介護休業法」という。）第5条第2項により、民間労働者について、妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、当該育児休業（最初のものに限る。）の取得を1回目の取得とせず、「特別の事情」がなくても、育児休業の再度の取得が可能となりました。

地方公務員については、「地方公務員の育児休業等に関する法律」（以下「育休法」という。）第2条第1項ただし書に基づき、条例で具体的な要件等が定められているところですが、今後検討される国家公務員における対応を踏まえ、必要な措置を検討することとなりますので、予めご了知願います。

（2）育児休業申出があった場合における事業主の義務等

民間労働者について、配偶者が専業主婦（夫）であれば労使協定により育児休業の取得を不可とすることができる制度が廃止されました（改正前の育児・介護休業法第6条第1項第2号の削除）。

地方公務員については、育休法第2条第1項に基づき、条例等により具体的な要件等が定められているところですが、今後検討される国家公務員における対応を踏まえ、必要な措置を検討することとなりますので、予めご了知願います。

2 子の看護休暇の改正

小学校入学前の子を養育する職員は、任命権者の承認を受けて、子ども一人につき年5日（上限10日）の看護休暇を取得することが可能となりました（第61条第12項において準用する同条第8項及び第9項）。

3 短期の介護休暇の新設

要介護状態にある対象家族の介護を行う職員は、任命権者の承認を受けて、対象家族1人当たり年5日（上限10日）の短期の介護休暇を取得することが可能となりました（第61条第13項から第15項及び17項）。

4 所定外労働の免除の義務化

3歳未満の子を養育する職員が請求した場合において、任命権者は、公務の運営に支障がないと認められるときは、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならないものとする規定が設けられました（第61条第20項）。

5 非常勤職員に係る措置

（1）非常勤職員に係る育児・介護休業法に基づく措置については、「非常勤職員の子の看護休暇の新設のための人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正等について」（平成17年3月14日付け総行公第24号）、「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」（平成21年4月24日付け総行公第26号。以下「通知」

という。) 等により、国の非常勤職員に係る人事院規則に基づく取扱いを踏まえた対応を行うよう助言してきたところです。

今般の改正において、育児・介護休業法が介護休業等に関する最低基準を保障するものであることにかんがみ、同法に基づき民間における有期雇用者に適用される最低基準との均衡を踏まえ、非常勤職員についても、育児・介護休業法第61条において、上記2から4まで、時間外労働の制限及び深夜業の制限に係る規定を適用するものとする規定が設けられました。

(2) なお、育児・介護休業法の趣旨が労働者性のある者についての最低基準を設けるものであることにかんがみ、労働基準法が適用される非常勤職員であれば、上記(1)の対応が図られるべきであることに留意する必要があります。

6 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日